事業報告書

令和５年度　司法ソーシャルワーク委員会　第１回研修会「前橋地裁 de 模擬裁判」
※群馬県精神保健福祉士会、群馬弁護士会、ぐんま・つなごうネット　共催

【日　時】令和５年 11 月 30 日（木）16:00～18:00

【場　所】第１部：前橋地方検察庁　第４号法廷（定員 40 名）
　　第２部：群馬弁護士会館 17:15～

【参加者】

	第１部	第２部
群馬県社会福祉士会	９名	８名
群馬弁護士会	４名	３名
群馬司法書士会	１名	０名
前橋地方検察庁	２名	２名
群馬県精神保健福祉士会（※会未加入１名）	21 名※	16 名※
上毛新聞社	１名	１名
合計	38 名	30 名

【支　出】

委員活動費@11 名×500 円	＝5,500 円
印刷代（配布用資料）@40 枚×40 円	＝1,600 円
飲物代@10 本	＝1,237 円
合　計	＝8,337 円

第1部　「模擬裁判」16:00～17:00

・群馬弁護士会、前橋地方検察庁、前橋地方裁判所の協力のもと、実際にありそうな事例をもとに、実際の法廷で、裁判の進行や雰囲気、福祉の支援がどのように活かされているのかなどを体験できた。

司会：原島久美子（群馬県精神保健福祉士会）
挨拶：堀ノ上史隆（群馬県精神保健福祉士会）
受付：小川直美・角田純子（群馬県精神保健福祉士会）
配役：裁判官：橋本裁判官（前橋地方裁判所）
　　検察官：唐沢検察官（前橋地方検察庁）
　　書記官：藤井裁判官（前橋地方裁判所）
　　被告人：原　　広 賢（群馬県精神保健福祉士会）
　　弁護人：吉 野　　晶（群馬弁護士会）
　　証　人：福永晋太郎（群馬県精神保健福祉士会）
　　警察官：林次郎・堀ノ上史隆（群馬県精神保健福祉士会）
　　シナリオ作成：群馬弁護士会、精神保健保健福祉士会
　　更生支援計画書作成：群馬弁護士会

第 2 部 「懇話会」17:10~18:00

Q MHSW 加藤木 本日の模擬裁判の完成度を 100 点満点で。

A 関弁護士:150 点。とてもリアルだった。裁判官も本気の表情で取り組んでくれた。

Q CSW 伊藤 傍聴席から見た時に弁護士が右、検察が左だったが、高崎は弁護士、検察の位置が逆の法廷があるが、どうして異なるのか。

A 関弁護士:法廷毎での慣例がある様子。よく分からない。

Q CSW 飯島 弁護人が今後本人が再犯はしない等とはっきりと述べていたが、実際の裁判でそのように言うものなのか。

A 吉野弁護士:はっきり言う。
関弁護士:言わないけど、弁護士等がきちんとフォローすると述べている。

Q MHSW 林 ①証人尋問をうけてみてどうだったか
②裁判官の本日の模擬裁判の感想

A ①MHSW 福永:架空のケースであったため、分からない部分があり、想定外の質問が来たらどうしようかと思ったが、なんとかなった。
②橋本裁判官:緊張して裁判の内容が頭に入らなかった。シナリオにアドリブで等との記載もあった。最近は福祉側の人が証人に立つことが多くなった。司法側は福祉のことが分からないので、福祉の制度のこと等をきちんと説明してくれる。裁判員裁判の場合は素人の方が多いので、さらに分かりやすく話をする必要がある。

Q MHSW 角田 裁判の中で、証人の経歴を聴かれていたが、例えば 3 年しかキャリアのない福祉専門職が証人に立った時に、経歴の有無で司法側からどのように印象が変わるか。

A 吉野弁護士:キャリアがあればそのキャリアをもとに質問していく。キャリアがあまりなければ、その専門職の今までの取り組みや、熱意を表現できるようにしている。
橋本裁判官:キャリアの有無はあまり気にしていない。それよりも計画書の内容で判断する。
関弁護士:熱意の表現について、例えば「特別面会わざわざ行っていただいたんですね」とか、「1 時間も面接してくださったんですね」などフォローができる。

Q CSW 飯島 模擬裁判の中では丁寧な言葉遣いをしていたが、いつもそのようにしているのか。

A 吉野弁護士:自分自身は違和感はなかった。
関弁護士:人による。

Q CSW 高津 更生支援計画を作成しても、どこの施設に入所する等と決められないことも多く、熱意で伝えたとしても、その更生支援計画に信憑性がないが、どのように司法は受け止めるか。

A 関弁護士:決められないことは多くあるが、出所したら迎えに行って、その後どこそこに相談するということは伝えられる。固いところは固く、メリハリをつけて伝えるようにしている。
橋本裁判官:見捨てられていないという感覚があるかどうか見るようにしている。弁護士が一生懸命かどうかも見ている。

Q CSW 斉藤 ①更生支援計画に簡易鑑定書について記載があるが、鑑定も支援の一環なのか。
②更生支援計画に記載されているコース立方体知能検査とはどのようなものか。
③今回のケースは懲役 1 年執行猶予が 3 年であったが、刑務所にもしも入ったら、更生支援計画書はどのような扱いになるのか。

A ①吉野弁護士:検察が行うもの。更生支援計画に書かれたということは、検察から弁護士が教

えてもらって記載したりする。
　検察：捜査段階ではなかなか簡易鑑定の結果がでないことが多く、捜査段階の時には見ることはできない。公判になると見ることはできる。
②MHSW 加藤木：高齢者でも行える簡単な心理検査の方法。知能や認知機能を調べられる。短い時間で行う簡易鑑定での検査であったため、これが採用されたのだと思った。
③関弁護士：更生支援計画書を拘置所に入れると、その後刑務所にも引き継がれる。東京・大阪でモデル的に行われてきている。

Q　MHSW 野代　特別面会は福祉職は一人でも行けるのか。

A　CSW 伊藤：弁護士と行くことが多い。
　MHSW 林：引継ぎもあるので、一番最初は弁護士と一緒に行く。福祉職だけで行くこともあった。弁護士から特別面会の手続きを警察にしてもらって、それで行っている。
　関弁護士：以前は書面を作成して警察署に特別面会の依頼をかけていたが、最近は電話で行っておくだけで、福祉職単独の特別面会の連絡ができるようになってきた。以前と運用が変わって定着している様子。

Q　MHSW 尾崎　更生支援計画書の作成後、刑務所で ADL が低下した場合は、更生支援計画書の計画を見直す等になるのか。

A　関弁護士：更生支援計画書は法的拘束がないため、現状に併せて、保護観察所や定着等が出所後のことを考えたりしている。その時の状態によって、次に必要な機関が必要な支援を行っている。

Q　CSW 後藤　①実際の裁判で事件のことは裁判官は裁判が始まるまでどこまで知っているのか。 ②裁判官が一人の時、3 人の時があるが、人数の多さはどのように決まっているのか

A　①橋本裁判官：公判が始まるまでは起訴状だけ見る。それ以外は公判が始まってから見られる。
　②橋本裁判官：　　例
　　裁判員裁判：大罪　　覚せい剤の密輸
　　裁判官 3 名：少し重大　覚せい剤の販売
　　裁判官 1 名：軽微な罪　覚せい剤の使用

Q　MHSW 原島　つなごうネットは裁判官の中ではどれくらい知られているか。

A　橋本裁判官：間接的に聴いている。加害者側、被害者側の支援団体等があるが、一報に肩入れしないようにしている。東京に裁判官関連の研究機関があり、裁判官が講演を聴いたり、事例検討をしている。

Q　CSW 高津　知的障害の方が分からなかったり、意地の悪い聴き方をされて、裁判中に起こってしまうことがあり、身上が悪く見られると思うが、裁判官はどのように見ているのか

A　橋本裁判官：怒ってしまったとみるだけ、もしも検察が意地の悪い聴き方をすれば裁判官は意地の悪い聴き方をしていると判断しているので、プロセスの中で怒ってしまった場合は、身上が悪いという見方はしていない。

Q　CSW 斉藤　今回の模擬裁判の被告人はつなごうネットにつながったからこのように支援されたのか。

A　吉野弁護士・関弁護士：本人からの支援の依頼の門戸は開かれている←関弁護士：ホームページなんか見られないから実務的ではない。
　つなごうネットにつながらなかったとしても意識の高い弁護士が上手に支援をすることがある。弁護士次第かもしれない。最近はつなごうネットに弁護士だけではなくて、検察からもつながることが

ある。

Q　辻弁護士　今回の模擬裁判の量刑の理由　懲役 1 年執行猶予 3 年保護観察付

A　橋本裁判官：事件の内容・本人の能力・更生可能性で見ている。特に裁判官は何をしたのかということを見ている。

量刑を出すまでに 1 分書類を見ていた＞前回の犯罪がお弁当を盗んで食べた＝軽微で罰金刑でもよかった、今回はどこかに侵入して財布を盗んだのではなくて、占有物横領罪程度の軽微な罪、本人の認知機能の能力を勘案したり、更生支援計画により校正が可能と判断。

Q　関弁護士　被告人役をになった MHSW 原に感想を

A　MHSW 原：自分自身裁判所は初めてであったが、よく分からず、緊張した。知的障害の人も法廷の中で専門的な言葉が飛び交い分からないということが正直なところだろうと思いながら。分からない被告人の言葉を周囲の人が代弁してくれて、判決がどうなるのかが気になっていたのではなくて、今後の生活に安心感を感じることができた。今回のケースにとっては裁判前になされたという 3 度の特別面会がとても良い経験になっているのだと思った。また刑務所に入ってしまうとしたら、出所時にどう自分がつながるのかが分かるようしてもらえると良いと思った。

Q　MHSW 原　訪問看護のケースで何度も刑務所に出入している人が最近またいなくなったが、つなごうネットに相談をすればいいのか。

A　関弁護士：刑務所にもしも入ったら、支援者がアプローチをするようにしてきている。例刑務所に入ったらはがきをその移動先の刑務所から出させる。家族に入所先を聞いておく。支援者がアプローチをすれば返ってくる。待っていては来ないかもしれない。